

# 年金払い退職給付に係る財政状況（令和元年度末）について

地方公務員共済組合連合会

当連合会では、年金払い退職給付制度に係る財政状況の確認作業として、毎年、国共済と地共済を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額（積立基準額）と実際の積立金額の比較を行っています。これを「財政検証」と呼びます。

この度、令和元年度末の財政検証を実施した結果、国共済と地共済を合計した剰余の額は約 384 億円となりました。

なお、詳細については以下のとおりとなっています。

## 1 令和元年度末の年金財政状況

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。年金払い退職給付制度の積立状況を把握するため、当連合会では、毎年、「財政検証」を実施しています。

その結果は以下のとおりです。

（単位：億円）

区分	国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額 A	16,992	4,622	12,370
積立金（簿価ベース） B	17,376	4,944	12,432
剰余または不足 C = (B - A)	+384	+322	+62

（注）「+」は剰余を表しています。

「積立基準額」は令和元年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が 4,622 億円、地共済が 12,370 億円、合計で 16,992 億円となっています。一方、実際の「積立金」は簿価ベースで国共済が 4,944 億円、地共済は 12,432 億円、合計で 17,376 億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が 322 億円の剰余、地共済が 62 億円の剰余、合計で 384 億円の剰余となりました。

## 2 国共済と地共済との間の財政調整の実施

年金払い退職給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の 5 分の 1（ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。）を拠出することとされています。

令和元年度末においては、国共済、地共済とも「剰余」の状態であったため、財政調整拠出金（確定額）は発生しません。